

諮問内容について

計画策定当時から個人情報の取扱による厚木市個人情報保護条例上の個人情報の収集並びに目的外利用及び提供については、法令等の規定に基づき実施する業務として捉えていましたが、平成 30 年度以降の 6 箇年の第 2 期データヘルス計画（平成 30 年～35 年）では、一部事業の拡大及び新規事業を予定していることから、あらためて個人情報保護審議会の御意見をお伺いすることとしました。

本計画に関する個人情報の取扱いについては、「保健事業の実施計画（データヘルス計画）作成の手引き（平成 26 年 6 月 12 日事務連絡）」にて、市町村における個人情報の保護に関する条例によるとされており（※参考資料 3）、厚木市個人情報保護条例上、健診結果及びレセプトの収集方法については、第 9 条第 3 項の規定に基づく本人外収集に、また、通知等による保健指導については、第 10 条第 1 項の規定に基づく目的外利用及び目的外提供に該当すると考えられます。

国においては平成 27 年に、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、保険者等における先進的な取り組みを横展開するため、「健康なまち・職場づくり宣言 2020」が採択され、生活習慣病対策をはじめとした取り組みについて保険者が中心となるとしています。

こうした中、特定健康診査の結果及びレセプト等から得られる情報を活用することによって、対象者の健康状態等を分類し、それぞれの分類に対して効果が高いと予測される保健事業を提供することにより、被保険者の健康の保持増進が図られ、医療費の適正化や財政基盤の強化が図られることとなります。

これまでも市のホームページや広報等にて保健事業の実施及びデータヘルス計画の策定については、公表しており、個人情報の使用については、国民健康保険法等で規定する市町村（保険者）事業の一つであり公益性が高く、使用目的から個人に対する不利益は生じる恐れがないことや個人情報の利用は厚木市（保険者）、委託業者、被保険者及び被保険者が通院する医療機関の主治医に限られ、主治医以外の第三者への提供を目的として個人情報を取得することは想定されません。

各事業にて使用するデータは、健診結果が年間約 13,000 件、レセプトが年間約 840,000 件と大量であり、各事業別にそれぞれ個別に通知することは、困難であるとともに、事業の円滑な遂行及び事業の達成に支障をきたすおそれがあります。

また、国が手引きで示す疾病の進展や糖尿病性腎症等の重症化を予防する保健指導や医療機関への受診勧奨を行う事業に関しては、対象者の特定及び受診状況を把握する必要があるため、レセプト等の分析がなければ、本事業は成立しません。

よって、条例第 9 条第 3 項第 6 号の規定に基づく本人外収集及び同条第 5 項の規定に基づく本人通知の省略並びに第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づく目的外提供等及び同条第 2 項の規定に基づく本人通知の省略について、御意見を伺いたいので、諮問いたします。